# 品川区総合庁舎広告掲載取扱要綱

制定　令和８年９月３０日区長決定　要綱第２４３号

（趣旨）

第１条　この要綱は、品川区総合庁舎内部の壁面等への広告の掲載（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の範囲）

第２条　総合庁舎内部の壁面等に掲載できる広告は、区民生活に密着した公共性を有するもので、次のいずれにも該当しないものとする

⑴　総合庁舎の公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの

⑵　風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号)第２条に掲げる営業に該当するもの

⑶　政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝に係るもの

⑷　公序良俗に反するもの

⑸　その他総合庁舎内に掲載する広告として適当でないと区長が認めるもの

（広告掲載の場所等）

第３条　広告を掲載する場所、広告の種類、規格、数量および位置は、別表のとおりとする。

（広告掲載の期間）

第４条　広告を掲載する期間は、１年間を限度とし、１か月単位で設定する。ただし、区長が認める場合はこの限りではない。

（広告掲載の募集）

第５条　広告の募集は、区のホームページ、広報紙等により行う。

（広告掲載の申込み）

第６条　広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、品川区総合庁舎広告掲載申込書（第１号様式、以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、区長が指定する期日までに申し込まなければならない。

（広告掲載の決定）

第７条　区長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに広告掲載の可否を決定するものとし、広告掲載を適当と認めるときは総合庁舎広告掲載決定通知書（第２号様式）により、広告掲載を適当と認めないときは総合庁舎広告非掲載決定通知書（第３号様式）により、申込者に通知しなければならない。

（行政財産の使用許可）

第８条　前条の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、品川区公有財産管理規則（昭和３９年規則第７号）第２３条の２の規定による行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）を受けなくてはならない。

２　広告主は、品川区行政財産使用料条例（昭和４２年条例第３号）第２条の規定に基づき算出した行政財産使用料を、次条に規定する広告掲載料と併せて納付しなければならない。

（広告掲載料）
第９条　広告主が、広告掲載に伴い区に納入する広告掲載料は、広告取扱いに係る料金で、類似広告の市場価格等を勘案して区長が定めるものとする。
２　前条第１項の規定による使用許可を受けた広告主は、区長が指定する期日までに、区長が指定する方法で広告掲載料を一括前納しなければならない。
（広告の作成）
第１０条　広告は、広告主の責任および負担で作成するものとする。
（広告掲載の取消し）
第１１条　区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載を取り消すことができる。
⑴　第９条第２項の規定により指定した期日までに広告掲載料が納入されないとき。
⑵　第２条各号のいずれかに該当するものとなったとき。
⑶　その他区長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。
２　前項の規定により掲載を中止したときは、その旨を広告主に通知するものとする。
３　第１項の規定により広告掲載を取り下げた場合、納付済みの広告掲載料は返還しない。
（広告掲載の取下げ）
第１２条　広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。
２　前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により区長に申し出なければならない。
３　第１項の規定により広告掲載を取り下げた場合、納付済みの広告掲載料は返還しない。
（広告掲載料の返還）
第１３条　広告主の責めに帰さない事由により、広告掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を還付する。
２　前項の規定により広告掲載料を返還する場合の金額は、日割計算により算出した額とする。この場合において、返還金には利子を付さない。
（事故責任）
第１４条　広告物に起因する事故の補償に関しては、次に定めるとおりとする。
⑴　当該事故が区に起因するときは区が補償する。
⑵　当該事故が区に起因しない場合は広告主が補償する。ただし、広告主は当該費用を事故の責任を有する者に請求することができる。
（広告主の責任）
第１５条　広告主は、広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、区長に対して保証するものとする。
（委任）
第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企画経営部長が定める。

付　則
１　この要綱は、令和８年１０月１日から適用する。
２　第８条の規定は、令和９年４月１日以降の広告掲載に係る申込みから適用し、令和９年３月３１日までの広告掲載に係る申込みについては、なお従前の例による。

別表（第３条関係）

| 掲載場所 | 種類 | 規格 | 数量 | 位置 |
|---|---|---|---|---|
| 本庁舎エレベーター内壁面 | ポスター | Ｂ２判・縦 | ４枠 | 区が指定する位置 |
| 第二庁舎エレベーター内壁面 | ポスター | Ｂ２判・縦 | ３枠 | 区が指定する位置 |
| 本庁舎３階男子トイレ内壁面 | ポスター | Ａ４判・縦 | ６枠 | 区が指定する位置 |
| 本庁舎３階女子トイレ内壁面 | ポスター | Ａ４判・縦 | ２枠 | 区が指定する位置 |
| 議会棟３階男子トイレ内壁面 | ポスター | Ａ４判・縦 | ４枠 | 区が指定する位置 |
| 議会棟３階女子トイレ内壁面 | ポスター | Ａ４判・縦 | ２枠 | 区が指定する位置 |

第１号様式（第６条関係）

# 品川区総合庁舎広告掲載申込書

令和　　年　　月　　日

品川区長　あて

申込者　住所（所在地）〒　－

会社・団体名

代表者名

電話・FAX番号

担当者名

連絡先E-mail

品川区総合庁舎広告掲載取扱要綱第6条の規定に基づき、広告の原稿を添えて下記のとおり申し込みます。なお、次の事項について了承の上、申し込みます。

・申込みは先着順であるため、希望する掲載場所または掲載期間での掲載ができない場合があること。
・品川区総合庁舎広告掲載取扱要綱第2条各号のいずれかに該当した場合は、速やかにこの申込みに係る広告の掲載を中止または撤去すること。

**◎希望する掲載番号に✓、掲載希望月欄に希望月と申込合計額欄に金額を記入してください。**

| 掲載場所 | 掲載枠規格 | 広告掲載料 | 掲載番号<br>※✓を入力 | | 掲載希望月<br>※プルダウンより選択 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 本庁舎エレベーター内壁面 | B2判縦<br>（縦728㎜×横515㎜） | 別に定める金額 | 1 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| | | | 2 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| | | | 3 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| | | | 4 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| 第二庁舎エレベーター内壁面 | B2判縦<br>（縦728㎜×横515㎜） | 別に定める金額 | 5 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| | | | 6 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| | | | 7 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| 本庁舎３階男子トイレ内壁面 | A4判縦<br>（縦297㎜×横210㎜） | 別に定める金額 | 8 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| | | | 9 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| | | | 10 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| | | | 11 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| | | | 12 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| | | | 13 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| 本庁舎３階女子トイレ内壁面 | A4判縦<br>（縦297㎜×横210㎜） | 別に定める金額 | 14 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| | | | 15 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| 議会棟３階男子トイレ内壁面 | A4判縦<br>（縦297㎜×横210㎜） | 別に定める金額 | 16 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| | | | 17 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| | | | 18 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| | | | 19 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| 議会棟３階女子トイレ内壁面 | A4判縦<br>（縦297㎜×横210㎜） | 別に定める金額 | 20 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |
| | | | 21 | ☐ | | 月 | ～ | | 月末 |

**申込合計額**　　円

第２号様式（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

様

品　川　区　長

# 品川区総合庁舎広告掲載決定通知書

年　　月　　日付で申込みのあった品川区総合庁舎広告掲載について、下記のとおり掲載を決定しましたので、通知します。

記

１　広告掲載場所および掲載番号

２　広告掲載期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日

３　広告掲載料　　￥　　－

４　納付期限　　年　　月　　日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払いください。

第３号様式（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

様

品　川　区　長

# 品川区総合庁舎広告非掲載決定通知書

　　年　　月　　日付で申込みのあった品川区総合庁舎広告掲載について、下記のとおり非掲載を決定しましたので、通知します。

記

１　広告内容

２　非掲載理由